

## 地方独立行政法人法における中期目標と中期計画の位置づけ

「中期目標」と「中期計画」のどちらに具体的な数値目標を設定するかについては、地方独立行政法人法で明確に決められていませんが、現状、三重県立総合医療センターは「中期計画」において、具体的な数値目標を盛り込んで策定しております。

三重県立総合医療センターは、地独法第二十一条第三号に掲げる事業を行う法人であるため、公営企業型地方独立行政法人に該当します。

本県は地独法第八十一条に鑑み、公営企業型地方独立行政法人は、常に企業の経済性を発揮することが求められているため、その自立性及び自発性を重んじる観点から、数値目標を中期目標（設立団体（県）が策定するもの）内ではなく、中期計画（法人が策定し、知事が認可するもの）内で設定させるといった整理を行っています。

（参考）

### 地方独立行政法人法第二十一条

地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

#### 第三号

主として事業の経費を当事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。

- イ 水道事業
- ロ～ト（省略）
- チ 病院事業
- リ その他政令で定める事業

### 地方独立行政法人法第八十一条

地方独立行政法人で第二十一条第三号に掲げる業務を行うもの（以下のこの章において「公営企業型地方独立行政法人」という。）は、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するよう努めるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めなければならない。